

最近の会員数の減少に伴い、平成27年度の総会で年会費と謝礼金が改定されましたので、会則を見直したところ現状とそぐわない部分が3点ありましたので、次のように変更させていただきたいと思います。

関立野少年剣心会 会則

第11条 (休会)

変更前 会員は病気、受験等の理由により、役員もしくは指導者が認める場合は休会届を提出のうえ、最長1年間休会できる。その間の会費は免除とする。

↓

変更後 会員は病気、受験等の理由により、役員もしくは指導者が認める場合は休会届を提出のうえ、休会できる。但し、その間も年会費は支払うものとする。1年間連絡がない場合は、こちらからの申し出により除名、退会とする。

第14条 (役員)

変更前 本会には次の役員を置く。但し、会長を除く役員は会員の保護者で組織する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 書記 1名

↓

変更後 本会には次の役員を置く。但し、会長を除く役員は会員とその保護者で組織する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 書記 1名
- (5) 外部 1名

第18条 (総会)

変更前 総会は役員、指導者および他の会員の保護者で構成される。

↓

変更後 総会は役員、指導者および他の会員とその保護者で構成される。